

第5章

重点施策における取組

第5章 重点施策における取組

重点施策1 子ども・若者への支援強化

本計画では、0歳から30歳代までと子育て世代の保護者等を「子ども・若者」と位置付けています。本市では、小・中学生の不登校出現率が高く、10歳代から30歳代までの死因の第1位が「自死」となっています。

子ども・若者が、こころと体の健康や自己肯定感を高められるよう、若い頃からの取組が重要となります。そのため、関係機関と連携した支えあいや子ども・若者の自立に向けた居場所づくりを推進します。

(1) 子ども・若者の社会的自立・職業的自立に向けた居場所づくり

事業名	取組内容・担当課
子どものサポート事業	児童生徒、及び保護者に対して支援を行います。 ・心のサポート事業:心のケアを必要とする児童生徒、保護者への支援 ・適応サポート:不登校傾向、不登校等、学校適応に問題を抱える児童生徒への支援(適応サポートコーディネーターの配置、けやき教室への通所支援) ・学びサポート:仮設住宅等に居住している児童生徒を中心に、「放課後学び教室」を開設し、学び支援員を配置し、自主的な学びを支援 【学校教育課】
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業)	生活困窮により、学習塾等による学習の機会の確保が困難な世帯の児童生徒に対し、公民館等で学習の機会を確保し、学力の低下を防止します。また、来ることが困難な児童生徒に対しては、家庭に指導者を派遣します。 保護者に対する養育の相談、児童生徒の居場所づくりを行います。 【保護課・保健福祉課】
居場所づくりの推進	特定非営利活動法人TEDIC、石巻地域若者サポートステーション等の関係団体と連携して、ケースにあった居場所づくりを推進します。 【保護課・障害福祉課・虐待防止センター・健康推進課・保健福祉課】
若年無業者への就労・自立支援事業	石巻地域若者サポートステーション、ユースサポートカレッジ石巻NOTE(認定NPO法人Switch)と連携して、若年無業者への就労・自立支援や、働くことに悩みを抱える方への支援を推進します。 【保護課・障害福祉課・虐待防止センター・健康推進課・保健福祉課】

若年無業者: 15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

(参考: 内閣府 子供・若者白書)

(2) 子どもと保護者のこころと体の健康づくりの推進

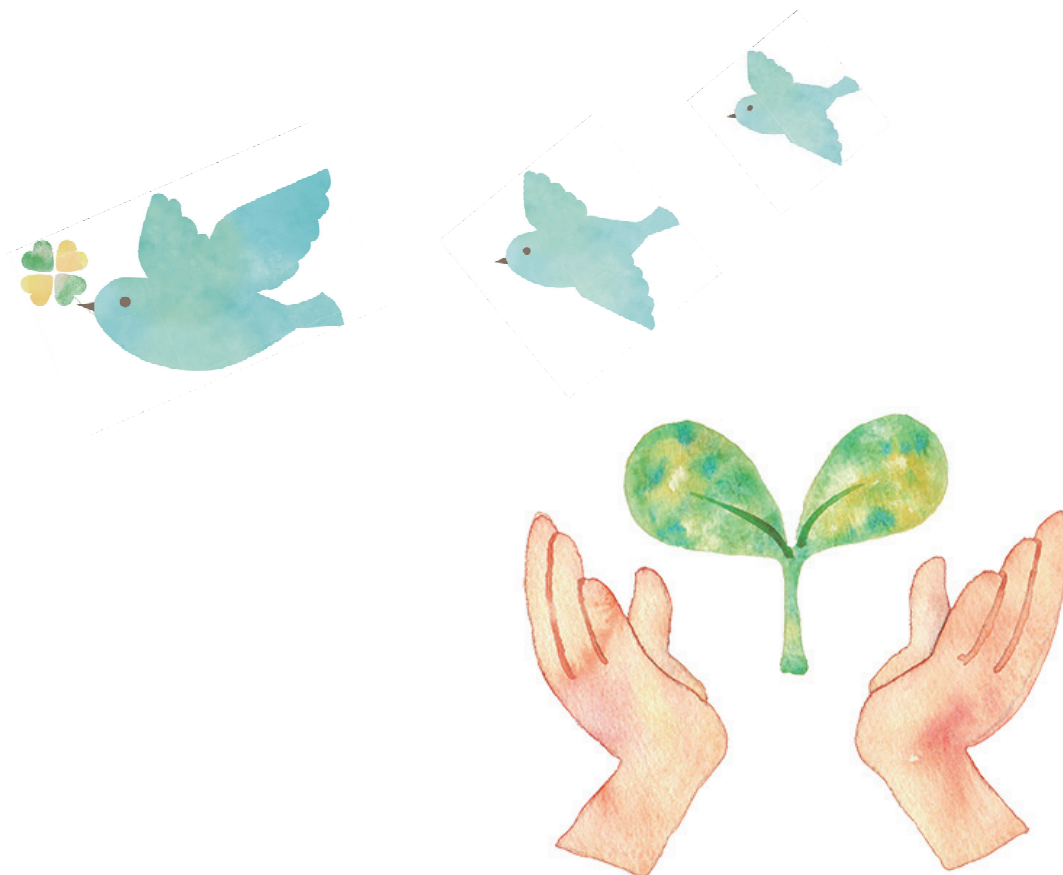
事業名	取組内容・担当課
母子健康手帳 交付事業	妊娠届出者に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票(助成券)を交付するほか、健康状態や妊娠・出産への思い等を確認するためアンケートを実施します。 アンケートの結果、支援を要すると判断する方については、保健師または助産師が訪問、電話等を行います。 【健康推進課・保健福祉課】
産婦・新生児 訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児及び産婦の健康状態や養育環境の確認、育児に関する不安や悩み相談、子育て支援に関する情報提供等を実施します。また、産後うつ病の早期発見に努めます。 【健康推進課・保健福祉課】
各種乳幼児健康診査	各種乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達を確認するとともに、保護者が安心して育児ができるよう支援します。 【健康推進課・保健福祉課】
母子こころの健康づくり 講演会	母親等のこころの安定と子どものこころを育むために、母子が自己肯定感をもてるように、講演会を開催します。 【子育て支援課・健康推進課・保健福祉課】
ファミリー・サポート事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織を運営します。 【子育て支援課】

(3) 関係機関と連携した支えあいの仕組みづくり

事業名	取組内容・担当課
家庭教育支援事業	子育てサポーター等による「家庭教育支援チーム」を組織し地域とのコミュニケーションや学習の機会等に参加できない保護者や家庭に対する支援を行います。また、親子の遊び場の提供、母親等の心のケア及び交流の場の提供を行います。 【生涯学習課】
子どもセンター事業	児童厚生施設「らいつ」の事業を通して、地域や企業と連携し、子どもの権利を尊重した社会参加の推進を図ります。 【子育て支援課】
いじめ・生徒指導 問題対策事業	児童生徒が豊かな心を育めるよう、積極的生徒指導の推進を図ります。 ・いじめ問題対策協議会、生徒指導問題対策協議会の実施 ・いじめの防止や生徒指導上の諸問題の解決にかかる研修会、講習会の実施 ① 教員対象に子どもが話をできる雰囲気づくりの研修を含めて、児童生徒の関わり方について研修会を開催 ② 教員対象に研修会等で自死対策について周知 ・「いじめ防止標語・心のメッセージ集」の作成・配布 ・「Stopいじめ！石巻市子どもサミット」の実施 【学校教育課】
子ども支援関係者会議	問題を抱える子どもへの支援を行い、問題の解決に当たります。関係者が情報交換を行い、より良い支援を提供します。 【学校教育課・虐待防止センター・健康推進課・保健福祉課】

(4) 相談支援の充実

事業名	取組内容・担当課
子育て世代 包括支援センター事業	身近なところで気軽に利用できる窓口として、子育て家庭の相談支援、母子保健や保育施設に関する相談等の取組を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。 【子育て支援課・子ども保育課・健康推進課・保健福祉課】
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや遊びの場を提供し、子育てに関する心配事の相談に対応します。 【子育て支援課・保健福祉課】
少年センター事業	青少年(18歳まで)の非行防止、健全育成を図ります。 ・電話・面接相談窓口の設置 ・青少年健全育成のための広報・啓発活動 等 【市民相談センター】
スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー 配置事業	各学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談・訪問体制の充実や学校と関係機関との連携を強化することで、児童生徒の心のケアを図り、問題行動等の未然防止・早期対応・早期解決に努めます。 【学校教育課】
育児相談 (母子保健)	個別育児相談を行います。(電話や面接による育児相談) 【健康推進課・保健福祉課】



重点施策2 働き盛り世代への対策

本市では、働き盛り世代である30歳代男性及び50歳代男性の自殺者割合が高くなっています。

職場の人間関係の悩みや過労による体調不良、家庭の悩みなど、様々なストレスを抱え込みやすい状況にあると考えられます。

関係機関・関係団体と連携しながら、安心して働くことができる環境の整備やこころと体の健康づくりを推進します。

(1) 生活上の困りごとや多様な問題を抱える方に対する個別支援の強化

事業名	取組内容・担当課
生活保護受給者等に対する就労支援事業	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労可能と判断される者に対し、就労相談員による支援やハローワークとの連携により、対象者が就労できるように支援します。 【保護課・保健福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援)	経済、病気、家庭、被災等の様々な問題により生活が困窮している市民に対し、関係機関と連携し、相談を行い活用できる社会資源につなぐことで、相談者の困窮状態の解消に向けた支援を実施します。 【保護課・保健福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職により、今後家賃が支払えなくおそれがある市民のうち、収入・資産等が一定の水準を下回り、今後求職活動を行える者に対し、家賃3か月分を上限として、家賃の給付を行います。 【保護課・保健福祉課】
市民相談	市民生活全般の困りごとの相談を受け、解決に向けた適切な助言及び援助を行うとともに、必要な窓口や専門機関へつなげます。 【市民相談センター】
生活困窮者に対する 庁内連携	経済的な問題を抱える方に対し、庁内で横断的に連携し、関係機関へつなげます。 【納税課・保険年金課・住宅管理課・総合支所】

(2) 働き盛り世代のための関係機関との連携強化

事業名	取組内容・担当課
ハローワーク連携事業	ハローワークと連携して、求人情報を周知することで、雇用を創出し、経済問題による自死の対策を推進します。 【商工課】
ハローワーク出張相談会	ハローワークと連携して、各総合支所に出向き相談会を行うことで、雇用を創出し、経済問題による自死の対策を推進します。 【商工課】

(3) 安心して働くことができる環境の整備

事業名	取組内容・担当課
消費生活対策事業	消費者相談・情報提供・消費者教育・啓発を行います。 【市民相談センター】
勤労者生活安定資金融資制度	中小企業に勤務する者に対し、生活安定確保のため金融機関を通じて低金利で貸付を行います。 【商工課】

(4) こころと体の健康づくりの推進

事業名	取組内容・担当課
メンタルヘルス講演会	市民が安心して生活できるように、講演会を開催し、こころの健康づくりを推進します。 【健康推進課・保健福祉課】
精神保健福祉相談	こころのケアを必要とする本人及び家族等に、心理カウンセラーによる面接相談を行います。 【健康推進課・保健福祉課】
聴き上手養成講座	聴き上手になるためのポイントを学び、聴き上手な市民を増やします。 傾聴ボランティアの育成を図ります。 【健康推進課・保健福祉課】
出前講座	こころの健康づくりに関する出前講座を行います。 また、各種講座において、こころの健康に関するチラシを配布します。 【健康推進課・保険年金課・介護保険課・包括ケア推進室・保健福祉課】
健（検）診事業	健（検）診申し込み調査実施の際に同封する案内チラシに、こころの健康づくりに関する情報を記載し、周知します。 【健康推進課・保健福祉課】
運動普及事業 (ダンベル体操、ストレッチ等)	運動を通じた健康づくり、生活習慣病・生活不活発病予防に関する普及啓発を行い、健康保持・増進を支援します。 【健康推進課・保健福祉課】

重点施策3 被災者への対策

復興に向けた取組が進んでいますが、震災後はかつてのコミュニティが変化し、復興公営住宅などでは相談相手がいない人の割合が増えています。入居の経過とともに、体調面や不眠、抑うつ状態等が悪化傾向にあります。

そこで、被災された方々の孤立を防ぐ居場所づくりや健康づくり、生活再建の安定に向けた支援など、関係機関、関係団体との連携を図りながら支援に取り組みます。

(1) 孤立を防ぐ居場所づくり

事業名	取組内容・担当課
支え合い活動助成事業 (被災者生活支援事業)	既存のサロン活動団体が実施している小地域福祉活動へ助成します。 コミュニティ構築と推進及びコミュニティの定着に係る活動を継続させるための企画運営を手助けし、地域福祉コーディネーターの活動と合わせて展開します。 【福祉総務課】
孤立を生まない地域づくり事業 (被災者生活支援事業)	被災高齢者等の孤立防止と健康保持を支援するため、人や地域につなげる「つながりづくりの場」や住民同士の支えあう地域づくりの大切さを学ぶ「学びの場」、生活に課題を抱えている「支援が必要な人への支援」の3つの取組を実施します。 【福祉総務課】
復興公営住宅等 生活相談支援事業	地域福祉コーディネーター、地域生活支援員等を配置し、復興公営住宅を中心に、相談支援、訪問、見守りを実施し、孤立予防、コミュニティ形成の支援をします。各種相談や懸念される世帯については、関係機関につなげます。 【生活再建支援課】

(2) 関係機関との連携強化

事業名	取組内容・担当課
関係機関との情報交換会	各関係機関と情報共有・連携を図ります。 ・からころステーション連絡会議 ・ハローワークとの調整 ・心のケアセンター連絡会議 ・地区エリアミーティング ・相談支援事業所定例会 ・精神障害者コミュニティサロン連絡調整会議 ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会 【健康推進課・保健福祉課・障害福祉課・学校教育課】
ケース検討会議	精神保健、母子保健、成人保健分野等において、当事者及び関係機関等で情報共有を行い、今後の方向性について検討し、必要な支援につなげます。 【健康推進課・介護保険課・保健福祉課】
市営住宅、復興公営住宅 入居者相談支援	低所得者やうつ状態、不眠、アルコール関係等の悩みを抱える方を必要な支援につなげます。 【住宅管理課】
被災者支援関係機関との 連携強化	被災者支援に関する定期的な検討会議等により、各関係機関との連携を強化します。 【健康推進課・生活再建支援課・福祉総務課・住宅管理課等】

(3) 生活の安定に向けた相談支援の充実

事業名	取組内容・担当課
心のサポート拠点事業	からころステーションにより、下記のように支援します。 ・心の健康相談(来所、訪問、電話等) ・専門知識を必要とする困難ケース等への対応 等 【健康推進課・保健福祉課】
復興公営住宅入居者訪問健康調査	復興公営住宅入居者全世帯を対象に、入居1～2か月後に市の保健師や委託機関の専門職等による個別訪問で、聞き取り調査を行い、適切な支援につなげます。 【健康推進課・保健福祉課】
災害公営住宅入居者健康調査*	県と共同し、復興公営住宅に入居から1年以上経過した世帯を対象に「健康と生活に関する調査」を行い、適切な支援につなげます。 【健康推進課・保健福祉課】
被災児童生徒就学援助事業	震災を理由に就学が困難となった児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の一部を支給します。 【教育総務課】
社会福祉士等相談支援事業	社会福祉士等の専門職により、被災者の様々な課題を的確に把握し、関係機関と連携しながら、被災者が抱える課題の解決に取り組み、自立につなげます。 【生活再建支援課】
伴走型被災者支援事業	被災者の様々な課題を的確に把握し、関係機関と連携しながら、被災者に伴走する形で被災者が抱える課題の解決に取り組み、自立につなげます。 また、在宅被災者の状況を把握し、津波浸水区域被災住宅支援事業(小規模補修事業)等の申請につなげます。 【生活再建支援課】
生活保護実施にかかる電話、窓口等による相談	生活が困窮している市民に対し、電話・面接相談を行います。 社会資源の情報提供を行い、相談者の困窮状態の解消に向けた支援を行います。 【保護課・保健福祉課】
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援)	経済、病気、家庭、被災等の様々な問題により生活が困窮している市民に対し、生活・就労等の機関と連携し、相談を行い活用できる社会資源につなぐことで、相談者の困窮状態の解消に向けた支援を行います。 【保護課・保健福祉課】
せいかつ・けんこう・しごと・こまりごと相談会	それぞれの分野に精通する相談員が各地区に出張し、仕事・経済・健康・医療等の相談会を実施することで、多職種連携により包括的かつ継続的な支援を行います。 【保護課・市民相談センター・生活再建支援課・健康推進課・保健福祉課】 【ハローワーク・みやぎ心のケアセンター・からころステーション】
会議等での普及啓発	市民が参加する会議、総会等開催時に、自死予防に関するチラシを配布します。 【全庁】
SOSの出し方強化事業	こころの相談窓口を掲載したチラシ等の配布・掲示を通して、「ひとりで悩まないで誰かに相談してみませんか？」のメッセージを伝えることで、全世代を通じたSOSの出し方等の啓発を強化します。 【全庁】

*「災害公営住宅入居者健康調査」は、宮城県が実施する調査の名称となります。

コラム ～こころが疲れている人と接する心構え～

○いつもどおり、自然に接する。

むやみに励ましたり、逆にはれ物に触るような接し方はせず、
相手の気持ちとペースに配慮しながら
いつもどおり接しましょう。



○「いつでも話を聞く」と伝える。

精神的に疲れているときは、助けようとしている人がいても、
目に入っていないことがよくあります。
話を聞いてくれる存在がいる、というサインを出しておくことで、
安心できるものです。



参考：大野 裕 著 「こころのエクササイズ つらい気持ちを楽にする 38 のアイディア」（講談社）